

＜大学において修得することが必要な最低単位数の詳細＞

取得可能な免許状の種類		本特例における要件 (一種、二種 共通)	特例を適用しない 場合の要件		
			一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)	
教養科目	日本国憲法(※1)、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	-(※1)	8	8	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	—	16	
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2(※2)	12	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2(※1)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	—		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(※2)	4	4
		幼児理解の理論及び方法	1		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		—			
教育実践に関する科目	教育実習	—	5	5	
	教職実践演習	—	2	2	
大学が独自に設定する科目		—	14	2	
合計単位数		8	59	39	

※1「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。

※2「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。